

○議長（茅沼隆文）

日程第2、一般質問を行います。質問の順序は通告順に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。それでは、一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いいたします。それでは、1番、菊川敬人君、どうぞ。

○1番（菊川敬人）

皆様、おはようございます。議席番号1番、菊川です。

本日は、通告いたしました2項目についての質問となります。

まず、初めに虐待等の防止に向け条例制定をでございます。

人間形成の根幹をなす義務教育課程において改革が進められている脱ゆとり教育による授業時数の増加などから、教育力の改善が図られています。しかし、一方では、いじめや虐待、体罰による自殺行為がマスコミの大きな標的となっています。近年進められている新学習指導要領では、命の大切さや生きる力を強調した指導要領となっております。人は、生まれながらにして人としての権利を尊重されるべきであります。子どもたちを心豊かに、未来へ向け家庭、学校、地域が一体となり見守りながら教育する責務があります。

今、教育現場、行政において取り組むべき重大課題として、いじめ、虐待、体罰防止があります。これらは人権を侵害する大きな根源であり、学校だけではなく家庭や地域において絶対に許されない断固たる姿勢を示し、抑制に努めるべきです。事件が発生し対応に追われ後悔する前に、防止策として条例などの規則の制定や専門組織の充実を望みます。国では教育再生実行会議において、今後、自治体や学校の防止策に対し役割を定めることが加速化されます。我が町から、これらの事例を発生させないための町の強い決意を伺います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

おはようございます。

子どもたちにとって、楽しく、また人生に対する明るい希望と明るい未来を築くべき教育の場で、前途ある青少年の尊い命が失われていく現実に、教育行政の現場に身を置く立場として本当に心が痛みます。決して、あってはならないことが教師の言動によって起こっていると思われる現実を厳しく見つめながら、絶対に起こしてはいけないという決意を持って菊川議員の質問にお答えします。

まず、体罰についての法的な位置付けにつきましては、学校教育法第11条において、校長及び教員は、教育上、必要があると認めるときは、文部科学大臣の定め

るところにより児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる、ただし、体罰を加えることはできないと定められています。また、平成14年3月29日策定の人権教育啓発に関する基本計画では、人権教育啓発の推進方策、一つ目、学校教育の中で教職員自身が学校の場合等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導、対応を行っていくという文言があります。

体罰の定義につきましては、教員等が児童・生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、あるいは時間的環境、懲戒の対応等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があり、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒、殴るとか蹴るなど被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、正座であるとか直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどに当たると判断される場合は体罰と認めています。

これを受けて、さらに平成19年2月5日、文部科学省通知の問題行動を起こす児童・生徒に対する指導については、生徒指導の充実について、二つ目、出席停止制度の活用について、三つ目、懲戒・体罰について、学校教育法第11条に規定する児童・生徒への懲戒・体罰に関する考え方が具体的に先ほど述べましたように示され、各学校への周知と適切な対応を要請しています。開成町におきましては、校長・園長会を通じ機会あるごとにそのことを指導し、また研修の場で教職員には指導を図っております。

いじめ問題改善に向けた教育委員会の考え方、取り組みについてですが、未然防止と早期発見、早期対応が何といたっても大切であります。学校や地域では、いじめになりやすい言動や様子を常に敏感にキャッチし、すぐに適切な対応を行い、いじめの芽を摘み取ることが大切であるというふうに考えています。また、普段から子ども同士、子どもと教師、教師と保護者との間で、よりよい人間関係づくり、学校・学級づくりを目指して、1人1人が自己有用感を持てるような指導・支援をしていくことが重要であると認識し、日々の学校生活全体を通して実践をしております。

いじめの訴えを受けたり発見したりした際には、素早く確実に事実を把握し、双方の話をすり合わせ、しこりを残さないような対応に努めています。また、双方に誠意ある対応を行い、保護者との信頼関係を確立しておくことも必要であると考えます。また、必要に応じては関係機関とも連携し、チームにより適切な初期対応を行っております。事案によっては、小さいときからの人間関係の過去の思い出の中に心ない言葉をかけてしまい相手を傷つけてしまうようなものもあり、継続的に指導していく児童・生徒がいることも事実です。

次に、児童・生徒が主体的に取り組むいじめ防止活動として、開成町ではジュニアリーダー研修会やふれあいキャンプなど、瀬戸屋敷や開成町近隣の施設等を活用した自然体験活動や農業体験などを実施しています。その中で友達を思う心情や友達のよい面や自分にはないよさを学び、自分の日ごろの言動を振り返るよい機会とな

っています。

また、いじめ問題に関する教員研修、校内研修の取り組みとして、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会が連携し、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導に関する問題を協議する開成町幼児・児童・生徒指導担当者会議を年2回開催し、情報交換や研修を実施しています。開成町は学校運営協議会を設置し、さまざまな経験や知識を有する方々、また地域でご活躍されておられる方々に委員になっていただき、幅広い町民の声や意見を学校経営に生かせるシステムを整えております。その中で、子どもたちの校外での様子、校内での指導方針等の相互意見交流を深める中で、いじめや体罰のない学校を目指して努力している現状です。

教育再生実行会議の中間報告や横浜市等で条例等の制定を検討しているニュースも耳にしておりますが、以上のような開成町としての状況から、新たな専門機関や条例、規定の制定は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、再質問させていただきます。

ただいまの教育長の答弁を聞きまして、私は条例の制定を提案しておりますが、それから比較しますと若干残念かなというような感じがいたしました。いじめに関しては、未然防止と早期発見、早期対応ということをおられますが、もう少し前向きな答弁が欲しかったかなというような感じがいたします。

それでは、順次、質問していきたいと思えます。

いじめや体罰に関しては、当町においては特段の問題が現在は発生していないと思えます。しかしながら、先手必勝という言葉があります。今、本気になって、いじめ、体罰について考え、手を打っておくべきではないかと思えます。国も、そういったルールづくりに向けて、今、動き始めています。いじめ、体罰、虐待を防止するための効果的な手段として、これらの防止条例を制定することが肝要かなと考えます。

テレビや新聞では、連日、いじめや体罰について報道されています。特に、2011年10月11日の大津中学校2年生のいじめを苦にした自殺がありました。これは、まだ我々、記憶に新しいところがあります。このことは全国的に大きく報道され、過去、繰り返されてきたいじめや体罰に対し、我々国民が直視したこともあると思えます。この事件により文部科学省は、慌てて全国にいじめの緊急調査を実施するよう通達いたしました。このことで、児童・生徒の生命、身体の安全が脅かされているような重大事案に対し、詳細な報告を求めたのは初めてであります。過去の調査結果より、さらに精度の高い調査結果が出ております。この調査は、軽微なことまで各学校がカウントしたことによりまして、平成24年4月から9月の6カ月間におきましては、前年度の2倍以上、14万4,054件がカウントされて

います。

最近のいじめは昔と異なりまして、我々大人が想像できないような残酷で陰湿、悪質なものとなっております。その行為は、まさに犯罪行為であります。しかしながら、このような行為があっても、学校内では見て見ぬふりをしたり隠蔽する体質があることは否定できません。いじめは、昔からありました。しかし、その実態について、一般にはほとんど知らされておられません。このような大きな事件が発生して、初めて我々に知らされるわけであります。

まず、ここで伺いたいことは、いじめについて公開の原則があるのかということです。なぜ公開されないのかということ、まず一つ聞きたいということと、それから、昨年9月にも「大丈夫か、教育現場の現況」として質問いたしました。この際にもいじめ問題について取り上げましたが、そういった関係上、その後も継続していじめや体罰についての現況の推移を注視してまいりました。いじめの全国調査では、最も多かった都道府県は鹿児島で、生徒・児童数1,000人あたりに159.5件となっております。神奈川県は5.6件で、全国平均の10.6件を下回っております。文部科学省は、都道府県・市町村教育委員会へ、昨年9月20日まで、いじめに関する調査を報告するように指示を出しています。当然、町としても調査を行われておりますが、その調査の結果の現況と認識についての答弁を求めたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

菊川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、文科省で、いじめの問題に関する児童・生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に関する緊急調査ということで、昨年、緊急に行われております。それを受けまして、神奈川県では平成24年11月に、その調査結果の概要を公表させていただいているところでございます。

公表の内容といたしましては、いじめの認知件数、平成24年4月1日から9月5日までの間において、こちらでは地域別の状況ということで公表がなされております。こちらのところではいきますと、足柄上管内、小学校で36件、中学校で20件、小・中合計で56件となっております。市町村別の取り扱いのところでは、こちらは別に公表に当たっての注意がなされておまして、特に、生命または身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれのあるいじめとして報告された件数の公表が求められる可能性がある場合、そういったことがあったときも、個人の特定につながるおそれがあるのではないかなという観点で、公表は足柄上管内の状況のみということで、そこまでの公表にとどまっているところでございます。

当然、開成町におきましては、いじめにつきましては件数等、若干ございますけれども、先ほど教育長の答弁がございましたとおり、いじめのあった事象については、早期発見、早期解決ということが最も重要であるということでございますので、

そういった対応を学校現場では早急にやって、現状では、いじめの問題は解消しているという現状下にあるということでご認識いただければというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、いろいろなデータや事例をもって伺いたいと思います。

昨年、NHKが全国の中・高生にアンケートを実施しております。そして、その結果を取りまとめて公開していますが、中学生に対して、今の学年になってからいじめられた経験がありますかという質問に対しまして、5.1%の人がいじめられた経験があると答えています。そしてまた、いじめた経験があると答えた人は3.7%になっています。友達がいじめられているのを見聞きしたことがあると答えたのが31.8%で、このとき、いじめられている光景を見ても何もしなかったという人が47.5%いたそうです。つまり、この数字からいまして、一つのクラスに2人以上が、いじめられた経験があるという数字の結果になっているわけです。

そういうことを含めまして、先ほど課長の答弁がありました。足柄上郡のいじめ調査結果では、小学校の認知件数が36件あったということであり。これは、昨年の1年間9件に対して大幅に増加しているわけであり。私も、昨年、一般質問をしたときに、その傾向についてグラフで勾配を示しておりますが、今回は、さらにまたそれよりも増加しております。開成町におきましては、現在、小学校が二つあるわけですが、この二つの小学校におきまして、1年前あるいは2年前と比較しまして、現状で児童の問題行動に変化が起きているのでしょうか。伺います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

まず、学校内でいじめであったり、そういった発見につながるものとしては、一つに、毎学期、生活アンケートというものを子どもたち1人1人に対しまして実施をさせていただいております。そういった中で、いろいろ、問題行動であったりとか、そういったものの発見につなげている事案がございます。そういったことを受けた中で推移を見てみますと、さほど年度によっての大きな変動というのは、開成町、特にあらわれていないのではないかなという認識をしております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

政府は1月24日、教育改革を議論する教育再生実行会議の初会合を行いました。ここでは、いじめ防止対策基本法を議員立法として国会へ提出することが決まりま

した。このことは、国として一連の事件を重く見ての対応ではないかというふうに思います。いじめは、どこの子どもにも、どの学校にも起こり得るものと認識し、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないことでもあります。

本日は条例の制定についてお伺いいたしますので、いじめに関する定義、あるいは、いじめはどのような行為であるのかを伺いながら、いじめを防止するための基本理念について伺う必要があるかと思えます。私は、いじめの定義について、一つは言葉によるもの、二つ目に暴力によるもの、三つ目に文書やインターネットによるもの、そのほかには物理的であったり心理的なことにより精神的に苦痛を与えることではなかろうかと思えます。このような事柄について明確にするとともに、禁止すべきことを明文化する必要があるかと思えます。決して難しいことではないというふうに思います。今、学校で、いじめの防止について、いろいろな手段を講じられていると思いますが、いじめを防止するための基本理念についてお伺いしたいということと、人は本能的に人をいじめることが好きな動物ではないかと思えます。しかしながら、欲望が向くままいじめを続けていますと、大変な結果になってしまうわけであります。

ここで、今、私が、いじめ防止に関する条例制定を提案することは、先ほど言いましたように、学校、地域が一体となり、いじめ防止に本気で取り組む必要があるからです。大津市や大阪の事例を見てもわかりますように、いじめがあったこと、続けられていることを隠蔽したり黙認したりすることが、結果としては大惨事につながっております。いじめは集団的であり、特定の弱い人を対象とし、いじめる側の支配下に置かれ、陰湿で継続的に行われます。したがって、突発的に発生する事件というのは少ないのではないのでしょうか。

教育活動において、学校長や教師は児童・生徒に対し、その生命や身体を守るべき義務が課せられています。しかし、今、発生している事案を見ますと、隠蔽、黙認により放置された実情がうかがわれます。これは、事故が発生しますと、生徒側より学校側は民事上の損害賠償責任を問われるわけであります。学校教育法では、学校側の安全義務について、決して明文化されていないような感じがいたします。一方、いじめに関しては、学校、家庭、社会における起因が問題となっています。だからこそ、特定した部分の規則ではなく、社会全体を含めた条例を制定することが肝要かと思えます。そして、ふだんからポスターの掲示等により、誰もが見える形で啓発することが必要ではないのでしょうか。転ばぬ先のつえ、いじめ防止条例の制定、私は大変必要と思えますが、お考えはいかがでしょうか。いじめ防止に対する基本理念と、あわせてお伺いいたします。答弁は簡潔にお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

それでは、前段の定義について、お話を私からさせていただきます。

菊川議員のお話にありましたいじめの定義でございますけれども、確かに、定義

というのは、文科省でも最近微妙に変更がなされております。平成18年度までは、いじめとは、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、なお、起こった場所は学校の内外を問わないということで、平成18年まではそういう定義だったのですが、18年度より定義が変更されたのですが、それ以降は、いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする、なお、起こった場所は学校の内外を問わないということで、一部変更になっているというところがございます、内容についても、文科省でも定義がここで変わってきているという実態がございます。

私のほうは以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

それでは、基本理念という質問ですけれども、これは、簡単にとということであれば、人が人として生きる権利を尊重する、人を敬う心を育てるということに尽きるかというふうに思います。けさの読売新聞にも出ていまして、先ほど菊川議員がおっしゃっているように、教育再生実行会議の中間報告の中でも、やはり最大のもは家庭教育であるというふうに、今日の報告では出されているようです。教育基本法の改正もそうですけれども、もう学校や行政だけでは子どもたちの育成は無理であるという場面がはっきりしているということです。ですから、小さいうちから家庭教育の中で人を敬う心を育てていくということが肝要かというふうに、今日の報告でありますけれども、私もそう思います。

ですから、何をどうやって教育するかということになると、再生会議の中では道徳教育の教科化とか、いろいろ言っていますけれども、やはり全領域を通して、人が人として生きる権利をお互いに敬うということを育てていくことが一番大切であるというふうに考えます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

先ほど教育長の答弁の中にありました、出席停止ということをして2番目に言われていました。文部科学省が平成24年11月27日付で、いじめの問題に関する児童・生徒の実態把握及び教育委員会及び学校の取り組み状況に関する緊急調査を踏まえた取り組みの徹底についてということで、各都道府県教育委員会教育長宛てに通知を出しております。これを見ますと、三つの取り組み徹底について述べております。この中に教育委員会の取り組みというところがありまして、いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査を踏まえた取り組みの徹底についてということで、教育委員会の取り組みというのがうたっています。

この中で、先ほど教育長が言われましたように、各市区町村教育委員会は、出席

停止の手續に関し必要な事項を教育委員会規則で定める必要がある。出席停止に関する規則を整備していない市区町村教育委員会においては、迅速に教育委員会規則において出席停止の手續に関する規則を整備しなければならないというふうにうたわれています。現在の教育委員会規則を見ましても、この出席停止に関しては特に定められておりません。文科省が指示を出しています出席停止に関する町の見解をお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

議員おっしゃるとおり、指示はそういうふうになっておりますけれども、現状として、出席停止にした場合には、その子どもに対しての個人的な指導計画を立てながら毎日毎日指導をするということになっていきます。ですから、そういうことを考えると、現状の開成町の教育指導体制では、出席停止というのは、もう最後の手段かなというふうに考えています。そういうふうにならないように日々の指導をしていくわけですが、今後、やはり出席停止をせざるを得ないということが起きてくる場合を想定しますと、今、議員がおっしゃるように、規則で定める必要があるかなというのと思いますが、現状では、出席停止をすることができるということを実施する具体的な方策になってきたときには、逆に難しいというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

今、私が言っていることと文科省が言っていることは、規則をちゃんと教育委員会規則の中に入れなさいというふうに言っているわけですが、停止をさせなさいということではなくて、規則をつくりなさいということを行っているわけですが、その規則はどうされるのですかということをお聞きしたいです。どうされますか。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

出席停止制度の制度的なところの規則整備といったところがございますので、そちらにつきましては、今後、定例教育委員会等で議論をし、整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

今日は条例についていろいろと質問していますので、今、規則についても、実際、

文科省が述べているところは、きっちりと町の規則の中にも落とし込んでいただきたいな、そういうふうに感じております。

それから、条例を制定することは、私は非常に重要なことではなかろうかなというふうに思っているのです。ここで一つ、体罰と虐待を含めた形での質問とさせていただきますが、先日、大阪の桜宮高校の自殺事件がありました。これは、体罰が原因との見方が非常に強いようであります。我々の時代は、スポーツや部活動においては指導者に叱咤激励されながら、たたかれたり蹴られたりすることが日常茶飯事でありました。

学校教育法では、先ほど教育長から答弁がございましたように、校長及び先生は、教育上必要があると認めたときは、文部科学省の定めるところにより児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる、ただし、体罰を加えることはできないと体罰禁止を定めています。これは教育基本法の11条であります。しかし、一方では体罰は必要とする体罰容認論も出ておるのが事実であります。三、四年前になろうかと思いますが、宮崎県知事が「愛のげんこつ条例」を言及しておりました。それから、フランスでは、親が子どものしつけのために尻をたたいて叱責することを禁じる法案を出そうとしましたら、有権者の82%が、その法制化に対して反対をしております。学校では、生徒が秩序を乱すことに対しまして、一定の罰を加えることで秩序を守る有効な手段と考えられていたのではないのでしょうか。思い起こしますと、昔から、すぐ殴る怖い先生の授業は静かに受けていたような記憶があります。

ここで伺いたいことは、体罰が認められる行為はどこまでなのか。教員側に体罰に対する幅広い裁量権を与えるべきでしょうか、それとも全く体罰を禁止すべきでしょうか。現況の部活動の状況を含めた形での答弁を求めたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変難しい質問で、お答えになるかどうかわかりませんが、一番論議されているところはそここのところで、教師が懲戒として指導の一環としてやったものと、受けた子ども側が精神的苦痛を受けた、それは体罰であるという、その認識の差。

昨日9時からのNHKのニュースステーションの中で、本当に心を開いて聞いたのですが、桜宮高校の監督さんが初めて公の場に出てきて、自分としては新採用された19年前から体罰とは思っていなかった、やはり強くなって子どもたちや保護者も理解してくれた、だから私は体罰とは思っていない、しかし、今、考えれば、それは非常に子どもにとって苦痛を与え、大変申しわけないという説明をしていましたけれども。本当に、体罰とは何かということ論議されるわけですが、先ほど一番最初にお話ししましたように、定義はそういうふうになっているのですが、では、時間的空間であるとか前後の関係であるとかさまざまなことを精査して、これは体罰であったというふうに報告を出すには、非常にやはり難しいところがあります。

一般的に言われている体罰にならないとされている文部省の見解ですけれども、放課後等に教室に残しておくこと、あるいは給食の時間を過ぎても長く肉体的苦痛を与える、いわゆる給食を食べるまでいなさいとかということ、あるいは授業中、教室で起立をいなさい、立っていなさいということ、あるいは学習課題をやってこなかったりした者に学習課題を与えること、あるいは罰として清掃活動をさせること、あるいは少し学校の当番数を多く割り当てること、あるいは立ち歩きの多い児童・生徒を席につかせること、そういうことは、一応、見解としては体罰に当たらないというふうな文部省の見解なのです。しかし、これはさまざまな捉え方がありますので、一概にこういう行動をとっているから、これは体罰ではないと言い切れない場合もあります。子どもが手を引きずられて席につかされたということを先生に体罰を受けたと捉えれば、やはり精神的に苦痛を受けたこととなりますので、非常に、現実として今、教育現場では混乱をしているというのが実情です。

ですから、議員おっしゃるように条例で制定して、体罰をしてはいけない、こういうふうにしなさいと文言で決めたとしても、それが具体的に教育の場でどうなるかということについては、本当に研修を積みながら、その場その場に合った個別指導をしていかない限り、このことについては理解できないというふうに考えています。本当に難しいことですので、お知恵をぜひ拝借したいというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

今、教育長が述べられたことを、非常に難しいことかもしれませんが、それを何か文章化してマニュアル化するというお考えはお持ちでないでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

一応、今、お話ししましたような内容等については、文部省、県教育委員会のいじめ対策についての指導書の中に載っていますので、園長・校長会等を通して指示をして教員には徹底するような指導はしております。ただ、現実には、今、言いましたように、その行為がどの文言のどれに当たるかということについて非常にやはり難しいところがあるということも、ぜひご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、もう一つ。ことしの2月になりまして、ちょっと気になったことがありましたのでご紹介いたします。そして、あわせて質問もしたいと思います。

福岡県の春日市の教育委員会が小・中学校の教職員を対象に、体罰についての意

識調査を実施しております。その結果としては、中学校では6割が体罰をした経験があるというふうに発表しております。これは、教職員の結果であります。調査は、春日市の小・中学校の教職員573人を対象として実施されております。その結果、中学校では62%、小学校では38%の職員が、時々か、ごくまれに体罰をしたことがあるというふうに答えております。また、体罰について、40%の方が容認しているという結果が出ております。これは、春日市が、こういう形でちゃんと調査結果を発表しております。

また、神奈川県教育委員会は、ことしの1月から2月の緊急調査結果をこの3月1日に発表しました。県立中学校171校、12万5,000人の生徒と1万3,200人の教職員を対象に行っております。この結果、体罰を受けたことがある生徒が57名、体罰をした経験のある教職員が70名という結果になっております。これは報道されておりますので、皆さん、ご承知かと思えます。今、国では、体罰について基準を定める動きが出始めております。どこかで一線を引くということは非常に難しいことかなというふうに思いますが、体罰がだめであるなら、その行為を禁じるべき決まりをつくる必要があろうかと思えます。しっかりと監視する必要があると思えます。

あわせて、虐待についても同様に、学校だけで発生するとは限りません。虐待については、幼児虐待、高齢者虐待、身障者虐待といろいろと事例もあるわけですが、これらを禁止することは難しいことかもしれませんが、まず法で禁止すべきことをしっかりと定める必要があろうかなと思えます。体罰・虐待防止については、町の責務、町民の責務、そしてネットワークの構築等について、現在は明確にされていないような気がいたします。体罰、虐待の条例化についての町のお考えを伺いたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

再度になると思えますけれども、簡潔に言えば、条例制定の意向は現在は持っていませんということしか言いようがないのですけれども、先ほど言いましたように、上位法としましてやはり学校教育法で決められているわけですから、そのことを、いかに私たちは具現化して教育活動を実践していくかということに尽きると思えます。ですから、下位の情報でどんどん法律を決めていくことによって、それがなくなるということではなくて、やはり学校教育法で決めてあることを現実にならぬのだということ具現化して、教職員がそのことについて誠実に実行していけば、なくなるというふうに私は思いますので、あえて、ここで学校教育法で体罰を規定して、してはいけないと決めているわけですから、それで十分であるというふうに考えています。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今の条例の関係なのですけれども、これは教育委員会だけの問題ではなくて、町としてどうするかというのでもあります。今、開成町の現状を見ていただくと、毎月1日、15日もそうなのですけれども、地域の人たちが子どもたちに対していろいろな声かけをしたりして目を持っています。監視の目とは言いませんけれども。

特に、開成町の教育の関係で一番自慢できることは、前の教育長、松浦さんが文部科学省から出向されて教育長をやられているときに、神奈川県で横浜と川崎と開成町だけです、学校運営協議会というのをつくって、今、進んでいるのは。学校運営協議会というのは、地域の人たちが学校の運営に対して口を挟むことができる権利をちゃんと持った協議会になっております。開成町の特徴としては、地域の人たちが、教育現場の先生だけではなくて外の目が学校の中に入っているというのが開成町のすごくいい特色だと思っています。それは、町として、教育委員会だけではなくて、地域の人たちが学校に対していろいろなところから目で見えていますよというのが今できていますので、条例を制定するまではないのではないかと。

いじめに関しても、早いうちから芽を摘もうということで、特に小学校、中学校は同じ学校に行きますので、中学校になっても全部、開成町の子どもたちは一つの学校に行きますので、小学校の段階から、早く言えば、もう幼稚園の段階からかもしれないけれども、そういうときから芽を摘んでいくということを今ちゃんとやっていますので、そこまで必要ではないのではないかとということと、あと、これからの時代は主権ということで、2月に分権の中で開成町もいろいろな条例をつくらせていただきましたけれども、これからは議会の皆さんも開成町の現状を見ていただいた中で、どうしてもそれが必要な条例だということならば、議会の中で条例制定を提案していただいても結構ではないかなと私は思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

教育長の言われますように、上位法では確かに決まっています。決まっていますが、現状としては、こういう14万件以上のいじめが発生しているということが調査しないとわからないというのが現状なのです。ですから、地域地域に合った決め事というのは必要かなと思います。

町長が言われますように、私も議員立法で条例を提案する必要があるかなと思います。それは、もう前々から強く感じておりますので、何回も何回も、こうやって同じような質問を繰り返しております。

最後になりますけれども、判例について一つ、ここでご紹介したいと思います。非常に、いじめに関する裁判は多いです。近年3年間の統計を調べてみました。私が調べた範囲の中でのことではありますが、2010年から3年間にわたって調べて

みました。2010年には14件で、そのうちの自殺に関するものが11件、殺人及び未遂に関するものが3件、2011年には10件、いじめに関するものが1件、自殺に関するものが7件、傷害に関するものが2件、2012年には15件、いじめに関するものが1件、自殺に関するものが6件、傷害に関するものが8件、こういうふうに裁判になったいじめに関する事件というのは非常に多いです。

その中で、一番身近なところで、昨年12月8日にありました神奈川県で起きました自殺について、ご紹介いたします。これは、12月8日、遺書に「こんなばかなことをしてごめんなさい。生きる希望がなくなりました。」と書き残されています。13歳の女子中学生が電車で飛び込み、いじめを苦しんで自殺をしております。女子生徒が通っていた中学校の校長は、保護者から相談を受け対応中であつたにもかかわらず、「本校の力が及ばず、このような結果になってしまって心からおわび申し上げます」というふうに謝罪をしております。このとき、私もちょうど小田急を利用してまして、電車がとまっていて、おかしいなと思っていたら構内放送で人身事故があつたということで、この事件があつたわけです。このように、後になって後悔する、あるいは力が及ばなかつたという学校側のコメントを出されても、亡くなった未来のある子どもに対しては非常に胸が痛くなる思いがいたします。同様な事件というのは、非常に全国的に多いです。

このように、子どもたちの心はとてもデリケートで、我々大人に想像できない部分があります。この子どもたちを救うためにも、私は条例化すること、決まりをつくる必要があります。全国で今、数多く発生しているいじめの被害、次は開成町に起こるかもしれません。あしたは開成町かもしれません。今、商業でもよく出ています、「いつやるの、今でしょ」。今、やるべきだと思います。ぜひ、前向きに検討されることを期待したいと思います。

これで1問目を終了します。

次に、2問目の質問とさせていただきます。団塊世代のさらなる支援をであります。

昭和22年から24年までの3年間に生まれた団塊の世代は、600万人以上とも言われています。我が国の高度成長期に歯を食いしばり、いかなる困難にも挑戦する強い精神力と体力で社会貢献を果たし、国家成長の礎となりました。しかし、この方々の大半は2007年から既に退職され、それぞれの余生を送られています。このように数多くの方々が定年を迎えられたことで終身雇用から解放され、一時的には団塊お荷物論が出るほどの社会現象であつたことは、まだ脳裏に鮮明に残っています。このシニア世代に思いをはせれば、長年経験を重ねた裏側には経営ノウハウや幅広い社会的人脈が構築され、高い技術能力、知識を持ち合わせながら、今後、活用する手段を見出せずに、しまい込んでいる現状であります。このスキルの高い世代が社会構築へ向け再チャレンジすることが、膨らみ続ける年金や医療費の削減に寄与できるものと推測します。

そこで、町として何らかの形で団塊世代の経験と知識をさらに活用できる場を設

けることはできないか、また、その可能性についてお伺いたします。一つ、まちづくりなどの設計、施工管理、二つ、町の環境などにかかわる管理、調査、三つ、その他、専門的要素を含む職務。

以上です。お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

残り時間が少ないので、簡潔に答弁させていただきます。

少子高齢化やライフスタイルの多様化、環境・資源問題への関心の高まり等による時代の変化により、町民ニーズはますます多様化しております。また、団塊世代の退職などの影響もあり専門的知識や経験を持った職員が減っている状況で、開成町規模の自治体にとっては、専門的な知識を持った職員を確保するのは大変厳しい状況にあります。現在、開成町では、専門的な知識や経験を必要とする課には、専門員や非常勤職員等を配置しております。具体的には、税徴収の専門員、防災安全の専門員、農政の専門員、社会教育の専門員等、保健福祉分野では保健師、看護師等を配置し、多様化する業務に対応し行政運営を高めております。

1番目のまちづくりなどの設計、施工管理についての可能性の質問ですが、現状では中小規模の道路、水路の設計、施工管理においては職員が行っております。ただし、大規模な設計、施工管理においては、業者に委託し対処している現状であります。活用ができる場としては、まちづくりの基本である土地区画整理事業に関する専門的知識をお持ちの人材が考えられます。

二つ目の環境等にかかわる管理、調査についてですが、活用が想定できる場としては、環境保全に関することや一般廃棄処理に関する専門的知識を持った環境カウンセラーや廃棄物処理施設技術管理者等の資格をお持ちの方の人材が考えられます。

三つ目、その他の専門的な要素を含む職務についての可能性ですが、例えば福祉保健分野があります。実際には、社会福祉士、保健師、助産師や臨床試験師等をお願いしておりますが、人材の安定的な確保がとても厳しい状況にあります。また、健康の保持、増進のため栄養の指導に関する専門的知識を有する管理栄養士や看護師、保育士等の資格をお持ちの人材も必要であります。

今後、さらに行政ニーズの多様化を考慮すると、町民サービスに的確に対処するために、さまざまな分野で専門的な知識をお持ちの人材が必要になると考えております。財政的に可能な範囲で活用に取り組みたいと思っております。また、専門的な知識をお持ちの人材を発掘、確保するための手段の一つとして、人材登録制度なども検討したいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、改めて質問いたします。

ただいま町長より、非常に、私にとっては前向きかなというような感じの答弁をいただきました。そんな中で1点、お伺いしたいのは、今までいろいろ町側から伺っていることとして、町では建築に関する計画のときに専門職が余りいないのだよということを伺っていました。これは、予算の積み上げや施工計画の際に、リタイアされた経験者と契約したりすることによりまして、より現実的で安価な計画が遂行できるのではないかなというふうに考えます。

それから、土木工事などにおいては、現場の進捗や施工管理についても、同様に経験者の方と契約することによって、そここのところは賄えるのではなかろうかなというふうな感じがいたします。全て契約された方に責任を任せるということではなく、一般的な管理で済むような範囲においては非常勤の方でも見てもらっているのではないかなという感じがいたします。そうすることによりまして、職員が、より質の高いほかの仕事に専念できる可能性があるということです。

舗装工事等におきましては、現在、工事現場内を長時間監督するということがされていないようでありまして、後で仕上がった面のくわ抜きをして品質確認とか、あるいは出来高確認をされているようですが、この行為は民間企業ではとても考えられない極めて不経済な行為であります。なぜならば、品質劣化につながるということです。公共事業は一般的であります。改善の余地は大いにあるのではなかろうかなと思います。穴をあけて検査することにより、その穴の部分から舗装は確実に傷んでいくわけです。舗装寿命の短縮につながるわけでありまして。

また、環境に関する水質、あるいは工場排水の調査、騒音調査などを見ましても、現況では決して行き届いた調査がされているとは思えないように思います。経験者を採用することにより、詳細な調査がより可能になってくるのではないのでしょうか。このようなことから、経験者の採用についての可能性について、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。

ただいま菊川議員から、建築とか土木とか騒音調査、その辺の専門員、その辺はどうかというお話でございます。先ほど町長答弁でもお答えさせていただいたのですけれども、人材の登録制度等をまず最初にやらせていただいて、また各課とのヒアリングという、調整ですね、その辺をさせていただきながら、必要であれば、また財政の問題もありますけれども、その辺を考慮しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

厚労省は、昨年の2月に調査をしております。これは、中・高年者縦断調査というのをしております。第6回中・高年者縦断調査、中・高年者の生活に関する縦断調査の結果をまとめて発表しております。これは、同じ集団を対象に毎年実施している中・高年者縦断調査の第6回の結果を取りまとめました。今回は、縦断調査の特性を生かし、50代をどのように過ごせば高年齢期に穏やかで充実した生活を営むことができるかということで、特に団塊の世代を含む60から64歳の男女に焦点を当て、就業意識と、その実態や健康状態について分析をしております。これは、第1回目としては平成17年10月に調査が行われました。今回は第6回目でありまして、60から64歳の男女1万3,792人の回答から分析した結果であります。

第1回目は55歳から59歳の方に60から64歳になった時点で仕事をしたいと考えますかという問いに対しまして、62%の人が仕事をしたいというふうに答えています。それで、現在の第6回の調査では、この62%の人が74.8%、仕事を続けてやっていますという結果が出ています。それで、今回、その方々、60から64歳の方々に、65から、では69歳になったときに仕事をしたいと思えますかという問いに対しまして、全体の44%の方が60から69歳までの間も仕事をしたいというふうに答えています。こういうようなことで、仕事をせざるを得ないという状況もあるのですけれども、仕事をしたいという考えの方が非常に多いということです。

町の財政状況では、平成23年度の決算で国民健康保険が財源不足で、約1億円を一般会計より繰り入れております。今後、団塊の世代の方々が前期高齢者、後期高齢者となるわけではありますが、さらにこの健康保険会計を圧迫させることは確実であります。介護保険料も値上がりしました。これらを少しでも抑制するためにも、働ける場を与えることは健康維持につながり相乗効果があると思えます。いろいろとアイデアが出てくると思いますが、例えば、指定管理者制度を検討するとき、こういった団塊の世代の方々のグループに委託をすとか、あるいは町の特産物を何かつくろうと考えるときに、こういった方々のグループにお願いするというのも考えられるのではないかなと思えます。

いろいろと脳みそを柔軟に考えれば出てくるのではないかなと思えますが、今、私が申しましたような、こういった考えを町当局としては今までに検討された経緯があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

菊川議員さんのご質問に対して、お答えいたします。

今までのそういった雇用に関しての検討をした経緯があるかということですが

れども、いわゆる系統立てた形で組織的に検討したということはありません。ただ、それぞれの部署の中では個別に、そういった資格が活用できるかどうかということは検討したことがあるというふうに認識しております。

全体として申し上げます、町長答弁の繰り返しにもなりますけれども、やはり団塊の世代の方、多く資格をお持ちになっている、あるいは意欲のある方も多くいらっしゃいますので、また、同時に町としてもさまざまな専門知識を必要とする業務というのが増えてきております。ですから、そういった方を活用させていただくための登録制度ですとか、そういった情報をできるだけ得るための準備というのは常にしていきたいなというふうに考えております。

ただ、一方で、そういった資格を十分に活用して働く場をもう既に得ていらっしゃる方というのは、かなりいらっしゃいまして、なかなか、そういう方に町からお願いするというのはちょっと難しい状況もあるということ、就労していらっしゃらない方には何らかの個人的な事情等があったりするケースがあるということも、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

もう時間になりましたので。教育に関するいじめに関しては、ぜひ、開成町に即した形の規則なり条例なりをつくっていただきたいなという、私の非常に強いお願いであります。どうか、教育長を初め町長、前向きにご検討願いたいと思います。何か事故が起きてから全国的に開成町が有名になってもつまらないと思いますので、その前に手を打っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終了いたします。